【役員報酬の支払方法について】

○役員の場合は、一般的に手当としての支給をしないため、
基本的には役員報酬に手当分を含めて支払うことになります。

○期首から３月以内の報酬改定であれば、定期同額給与として扱う
ことができ、損金算入可能です。

○役員報酬に手当分を算入して支払う場合は、支払う月の属する年度
分（４月から翌年３月３１日まで）について、当該年度の補助金に
申請してください。
当該年度内に役員へ手当分の支払をしない場合は、当該年度の補助金に申請できません。

※賞与等で手当分を支払うことも可能ですが、損金算入されない場合
もありますので、詳細は管轄の税務署にご確認ください。